平成３０年（フ）第１４０号
東京都国立市谷保1014番地の２プラムフィールド国立206
債務者　山岡　三奈
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２６号
愛知県豊橋市内張町２番地３（213）
債務者　内村勝太郎
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第４５７号
横浜市旭区下川井町188番地１　ル・グラン下川井Ａ棟104号
債務者　丸山　經藏
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３１０５号
東京都大田区東馬込１丁目35―１　ＡＭＭＯＮ23　106
破産者　黄海　史稔
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２２９号
東京都新宿区左門町20番地　四谷メディカルビル２階Ｇ区画
破産者　医療法人社団コスモフィールド
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１０４号
東京都港区芝浦４―16―31―1906
破産者　株式会社キュルティヴェール
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１０５号
東京都港区芝浦４丁目16―31―1906
破産者　植木　将仁
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２６２号
山梨県北杜市長坂町長坂下条1395番地２
破産者　長坂紙工業株式会社
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２６３号
神奈川県相模原市南区相模大野９－４－６－103、住民票上の住所神奈川県相模原市緑区橋本台２丁目２―42―404
破産者　八賀　史弘
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６２５号
東京都渋谷区渋谷１丁目４番６号
破産者　株式会社データセントリック
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０６７号
東京都文京区水道２丁目12―13　坂田ビル
破産者　田口　博史
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２６８号
東京都足立区綾瀬６丁目18―５　リーベル綾瀬Ｂ105
破産者　千葉　偉頼
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５９０号
千葉県千葉市花見川区花見川９番　22棟102号
破産者　遠嶋　勝政
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７７７号
神奈川県川崎市中原区木月４丁目29―１―506
破産者　渡邉　　建
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７７８号
東京都北区中十条１丁目８－３―108
破産者　間所　貞夫
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８０１号
東京都板橋区高島平１丁目55―10―206
破産者　熊倉　茂治
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８２０号
東京都新宿区新宿１丁目33―10―1007
破産者　能塚　竜次
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８５３号
東京都日野市南平６丁目12―26　グリーンコープ岩沢Ａ101
破産者　川元　昭彦
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８８８号
東京都墨田区京島２丁目２―10
破産者　森　　智子
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９３６号
東京都墨田区業平１丁目６－３―233
破産者　安田　佳奈
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部